室蘭市男女平等参画行政施策一覧

平成２７年度実施状況

室　蘭　市

基本目標 基本方向		施策の方向	事　業　内　容	担当課
Ⅰ 男女平等参画の実現に向けた意識づくり	1 男女平等参画の意識づくり	**(1)広報と啓発活動の充実**		
		男女平等参画情報誌「アバンセ」や胆振地方男女平等参画センターを核に積極的に展開している		
		①「男女共同参画週間」などの多様な機会を通じ、だれもが男女平等参画に対して理解を深めてもらうための啓発活動を推進します。	・男女平等参画情報誌（アバンセ）を市内事業所・各種団体に送付する。 ・男女平等参画センターに、「男女共同参画週間」のポスターを掲示するほか、ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ、ﾘｰﾌﾚｯﾄ等を置いて啓発する。 ・男女平等参画週間中に、記念フォーラム・プラザ祭などを実施する。	生涯学習課 （男女平等参画推進） 生涯学習課 （男女平等参画推進） 生涯学習課 （男女平等参画推進）
		②　男女共同参画社会基本法を始め、男女平等参画に関係した法令や条約に関する理解の促進を図るため広報、啓発活動を推進します。	・男女平等参画情報誌（アバンセ）を市内事業所・各種団体に送付する。 ・労働基本調査の中で男女雇用機会均等法等に係る調査を行い実施状況を公表する。 ・厚生労働省や労働基準監督署などからの意識啓発用ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄを市内事業所に送付する。 ・男女共同参画社会に向けた意識を高める啓発用図書を、選書・購入し、啓発コーナーを設けて、市民に貸し出す。	生涯学習課 （男女平等参画推進） 産業振興課 産業振興課 図書館
		③　男女平等参画を推進する学習グループの育成や活動団体のネットワーク化を図り、男女平等参画意識の高揚を図ります。	・男女平等参画団体・グループと共催で、男女共生セミナー等を企画運営し団体等の育成及び意識の高揚を図る。 ・男女平等参画センターにプラザを設置し、利用団体間のネットワークの強化と団体活動の支援を図る。	生涯学習課 （男女平等参画推進） 生涯学習課 （男女平等参画推進）
		④　胆振地方男女平等参画センターなどにおいて、男女平等参画に関する学習会などを行うとともに、同センター職員の研修参加を呼びかけ、活動拠点施設として一層の充実に努めます。	・男女平等参画センターにおいて、胆振女性リーダー養成研修の報告会や男女平等参画に関する学習会を行い、活動拠点施設として充実を図る。	生涯学習課 （男女平等参画推進）
		⑤　性別に基づく固定観念にとらわれない表現に配慮するとともに、シンボルマーク、キャッチフレーズを活用し、ジェンダーにとらわれない考え方を促進します。	・男女平等参画事業に係る配布書類・資料等に、シンボルマーク・キャッチフレーズを印刷し、男女平等参画の考え方を促進する。	生涯学習課 （男女平等参画推進）
		(2)調査の充実		
		男女平等参画計画の事業内容について、毎年、関係各課に調査し、公表している。		
		①　男女平等参画などに関する調査を実施し、関係施策等への反映に努めます。	・毎年、男女平等参画事業の実施状況について担当課に調査依頼をして、実施状況を公表する。	生涯学習課 （男女平等参画推進）

基本目標 基本方向		施策の方向	事　業　内　容	担当課
		(3) 情報収集･提供の充実		
		情報収集を行い、男女平等参画情報誌（アバンセ）を発行している。		
		①　胆振地方男女平等参画センターなどを拠点として、男女平等参画に関する情報収集・提供の充実に努めます。	・男女平等参画センターにおいて、男女平等参画情報誌（アバンセ）の企画会議を開催し、情報収集を行い、男女平等参画情報誌（アバンセ）を発行する。	生涯学習課 （男女平等参画推進）
Ⅰ　男女平等参画の実現に向けた意識づくり	2　男女平等参画の視点に立った学習の推進	**(1) 家庭における男女平等参画学習の推進**		
		創意工夫を凝らした家庭における男女平等参画学習が行われている。		
		①　社会の慣習・慣行にとらわれない、個性の尊重や男女平等参画の観点に基づいた家庭教育に関する、学習機会の充実を図ります。	・男女平等観に基づく託児付き家庭教育セミナー等を開催し、学習機会の充実を図る。	子育て支援室
		②　家事・育児・介護等の家族的責任を、男女が共に担っていくという、意識の醸成を図る学習の充実に努めます。	・家族的責任を男女が担っていくため、託児付き男女共生セミナー等を開催する。 ・父と子を対象として、子育て支援センターで「サンデーパパ」を開催する。 ・「両親学級」を開催し、沐浴やおむつ交換、衣服の着脱などの実技に講習を行い、父親の育児参加を促す。	生涯学習課 （男女平等参画推進） 子育て支援室 健康推進課
		(2) 学校等における男女平等参画学習の推進		
		学校等における男女平等参画学習の推進が取り組まれている。		
		①　性別にとらわれず、一人ひとりの個性を尊重し、自立能力を高める指導を促進し、男女平等参画についての学習の充実を図ります。	・中学校の進路指導において、職業労働と家庭生活の両面における男女平等を視野にいれた指導を行う。 ・中学校では、男女の性について、病院の医者・看護師等から講演・講話を受ける。	指導参事 指導参事
		②　男女を問わず食に関する知識や、望ましい食生活を身につけるため、食育についての学習を行います。	・小中学校の各教科や特別活動、給食の時間において、望ましい食事の仕方や生活習慣を理解し、自らの健康を保持増進しようとする指導を行う。	指導参事
		③　教職員や関係者に対して、人権の尊重や男女平等参画に関する研修を行い、ジェンダーにとらわれない指導を促進します。	・教職員を対象に、人権の尊重や男女平等参画について研修を実施する。	指導参事
		④　児童・生徒に対する人権の尊重や男女平等参画に関する図書等の資料提供の充実に努めます。	・児童・生徒向け図書の選定で、人権尊重や男女平等について学習資料の充実を図るとともに、インターネットによる蔵書検索を実施する。	図書館

基本目標 基本方向		施策の方向	事　業　内　容	担当課
		⑤　校則や学校生活の在り方について、個の尊重の視点から男女平等参画教育の推進に努めます。	・個の尊重の視点から、校則や学校生活のあり方について、必要に応じ、見直しを行い、男女平等教育の推進に努める。	指導参事
		(3)社会における男女平等参画学習の推進		
		ボランティアの参加による先進的な男女平等参画学習の推進が図られている。		
		①　男性が男女平等意識を高め、家事・育児などの家庭管理能力を習得することができるよう、学習機会の充実を図ります。	・父と子を対象に子育て支援センターで「サンデーパパ」を開催する。 ・「両親学級」を開催し、沐浴やおむつ交換、衣服の着脱などの実技に講習を行い、父親の育児参加を促す。	子育て支援室 健康推進課
		②　各種団体や関係機関等に対して、人権の尊重や男女平等参画社会について理解を深める学習機会の充実及び促進に努めます	・各種団体や関係機関に、ボランティアとして、男女平等参画情報誌「アバンセ」の企画編集や男女共生セミナーの企画会議への参加を要請し、学習機会の充実及び促進を図る。	生涯学習課 （男女平等参画推進）
		③　男女平等参画社会に関する認識を深めてもらうために、胆振地方男女平等参画センターや生涯学習関連施設などで講座等の充実を図るとともに、指導者の育成に努めます。	・胆振女性リーダー養成研修参加者等に、男女共生セミナーのボランティアとして企画・運営に参加してもらい、講座等の内容の充実を図るとともに、指導者の育成に努める。	生涯学習課 （男女平等参画推進）
Ⅰ　男女平等参画の実現に向けた意識づくり	3　働く場における男女平等の推進	**(1)職場における男女平等参画意識の推進**		
		職場における意識啓発が進められている。		
		①　職場における男女平等に対する理解を深め、性別役割分担意識の是正を図るため、企業等への意識啓発の促進に努めます。	・男女平等参画情報誌（アバンセ）を市内事業所（約650社）に送付する。 ・厚生労働省や労働基準監督署などからの意識啓発用ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄを市内事業所に送付する。 ・労働基本調査の中で男女雇用機会均等法に係る調査を行い実施状況を公表する。	生涯学習課 （男女平等参画推進） 産業振興課 産業振興課
		②　働く女性に対して、労働に関する多様な情報を提供し、女性の職業能力や職業意識の向上促進に努めます。	・男女平等参画情報誌（アバンセ）を市内事業所（約650社）・各種団体に送付し、働く女性の労働に係る情報を提供す ・厚生労働省や労働基準監督署などからの意識啓発用ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄを市内事業所に送付する。 ・労働基本調査の中で男女の就労条件に係る調査を行い実施状況を公表する。	生涯学習課 （男女平等参画推進） 産業振興課 産業振興課

基本目標 基本方向	施策の方向	事　業　内　容	担当課
	③　育児・介護休業などの制度を積極的に活用している企業や、男女平等参画の意識づくりを進めている企業を国・道で行われている表彰に推薦するなど、意識の醸成を促進します。	・労働基本調査の中で育児・介護休業に係る調査を行い実施状況を公表する。 ・厚生労働省や労働基準監督署などからの意識啓発用ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄを市内事業所に送付する。 ・指定管理者の公募に係る評価基準の中に、男女平等参画の取組み実績と今後の考え方を求める。	産業振興課 産業振興課 管財契約課
	④　市職員における男女平等参画意識啓発のための研修や学習等の機会を充実し、市民のモデルとなるよう努めます。	・「職場におけるセクシャル・ハラスメントの防止について」により、職員に周知徹底を図る。 ・次世代育成支援対策推進法に基づき「職員の育児参加プログラム」を策定し、育児休業等の取得率を、平成32年度までに男性職員30%とする。	職員課 職員課
	(2)雇用における機会均等の意識づくり		
	職場における男女の雇用機会均等の見直しが行なわれている。		
	①　男女平等参画の認識が進むよう、採用・昇任等における男女の機会均等や待遇の改善など格差是正のため、企業へ働きかけます。	・男女平等参画情報誌（アバンセ）を市内事業所（約650社）に送付する。 ・厚生労働省や労働基準監督署などからの意識啓発用ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄを市内事業所に送付する。 ・労働基本調査の中で男女の機会均等や待遇の改善に係る調査を行い実施状況を公表する。 ・指定管理者の公募に係る評価基準の中に男女平等参画の取組み実績と今後の考え方を求める。 ・市発注工事の登録業者の格付資格審査申請において、男女平等参画の取組への評価項目（育児休業、介護休業等）を設ける。	生涯学習課 （男女平等参画推進） 産業振興課 産業振興課 管財契約課 管財契約課
	②　男女雇用機会均等法などについて企業及び市民に広く周知し、雇用における男女平等参画の意識啓発を促進します。	・男女平等参画情報誌（アバンセ）を市内事業所（約650社）・各種団体に送付する。 ・厚生労働省や労働基準監督署などからの意識啓発用ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄを市内事業所に送付する。 ・労働基本調査の中で男女雇用機会均等法に係る調査を行い実施状況を公表する。 ・指定管理者の公募に係る評価基準の中に男女平等参画の取組み実績と今後の考え方を求める。	生涯学習課 （男女平等参画推進） 産業振興課 産業振興課 管財契約課

基本目標 基本方向		施策の方向	事　業　内　容	担当課
			・市発注工事の登録業者の格付資格審査申請において、男女平等参画の取組への評価項目（育児休業、介護休業等）を設ける。	管財契約課
Ⅱ　あらゆる分野への男女平等参画の推進	1　政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	**(1)審議会等への女性登用促進**		
		審議会等への女性登用の数値目標は、達成されていない。		
		①　各種審議会・委員会等への女性の登用率を2023年度までに30%となるよう、その達成に努めます。(地方自治法第202条の3及び第180条の5)	・毎年、男女平等参画事業の実施状況について担当課に調査依頼をして、実施状況を公表する。	関係各課
		②　女性委員が一人もいない審議会等の解消に努めます。(地方自治法第202条の3及び第180条の5)	・毎年、男女平等参画事業の実施状況について担当課に調査依頼をして、実施状況を公表する。	関係各課
		③　各種審議会等の委員の選出方法及び委員の重複登用についての見直しに努めます。(地方自治法第202条の3及び第180条の5)	・審議会等の設置及び運営に関する要綱に基づき、広く市民の意見を反映するため公募を行うとともに、委員の重複登用(3つ以上）について検討する。	関係各課
		④　各種審議会等への女性委員の登用を推進するため、女性リーダーの育成と人材の把握及びリストの整備に努めます。	・市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、リーダーの養成及びリストの整備充実に努める。	関係各課
		(2)企業・各種機関・団体等への女性の参画促進		
		企業・各種機関・団体における女性の参画は大きく変化していない。		
		①　民間企業・各種団体等に対し政策・方針決定過程への女性の参画を図るよう、その啓発活動に努めます。	・男女平等参画情報誌（アバンセ)を市内事業所(約650社)・各種団体に送付し、啓発活動を行う。 ・厚生労働省や労働基準監督署などからの意識啓発用ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄを市内事業所・各種団体に送付する。	生涯学習課 （男女平等参画推進） 産業振興課
		②　民間企業・各種団体等における女性の参画状況把握に努めるとともに、情報提供等の啓発を進めます。	・毎年、女性登用調査を実施し、各種団体における女性の参画状況について調査し、公表する。 ・労働基本調査の中で女性の参画状況(男女別従業者数や賃金比較)に係る調査を行い実施状況を公表する。	生涯学習課 （男女平等参画推進） 産業振興課
		(3)市における女性職員の職域拡大と登用促進		
		室蘭市人材育成基本方針に基づき、女性の職域拡大と管理職への登用が進められている。		

基本目標 基本方向		施策の方向	事　業　内　容	担当課
		①　女性職員の採用・登用及び職域拡大を図るとともに、能力開発に向けた取組を推進します。	・室蘭市人材育成基本方針に基づき、女性職員の採用・登用により、土木・建築等の専門分野への女性の職域拡大を図る。	職員課
		②研修機会の充実を図り、女性職員の管理職への登用促進に努めます。	・室蘭市人材育成基本方針に基づき、管理職等への女性の登用を図る。	職員課
Ⅱ　あらゆる分野への男女平等参画の推進	2　家庭生活と職業・地域生活の両立支援	**(1)育児や介護への支援体制の充実**		
		次世代や高齢者・介護の計画に基づき、育児・介護の支援体制は充実してきている。		
		①　地域における情報システムを充実させ、育児や介護に対する相談、指導、情報提供などの支援体制の充実に努めます。	・市ＨＰを充実し、子育てに対する育児等についての相談指導、親子遊び等の講座を開催するほか、子育てサークルについて情報提供する。	子育て支援室
			・市ＨＰを充実し、居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス等の介護情報を提供するほか、各地域包括支援センターに各居宅介護支援事業所からの相談を受けるため窓口を設置し、協力体制を充実する。	高齢福祉課
		②　仕事と育児の両立を支援するためのファミリーサポート事業の導入を検討するとともに、地域による子育て支援体制の充実に努めます。	・子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域による子育て支援体制の充実を図る。（ファミリーサポートセンター事業は実施していない）	子育て支援室
		③　地域ボランティアなどとの連携を図るとともに、放課後児童対策の充実及び促進に努めます。	・学校の余裕教室を活用したスクール児童館の運営や、また、児童クラブ等において放課後児童健全育成事業を実施し放課後児童対策の充実・促進を図る。	子育て支援室
		④　一時保育、延長保育など多様な保育サービスの充実と良好な保育環境の整備に努めます。	・一時預かり、延長保育のほか乳児、障害児、休日、休日一時、病児保育など保育サービスの充実を図る。	子育て支援室
		⑤　介護施設、介護サービスメニューの充実など各種福祉サービスの整備に努めます。	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等を実施する。	高齢福祉課 （介護保険）
		⑥　育児・介護休業法や支援制度などの普及・啓発を図り、仕事と育児・介護の両立を支援する体制の整備・促進を図ります。	・男女平等参画情報誌（アバンセ）を市内事業所（約650社）・各種団体に送付し、啓発活動を行う。	生涯学習課 （男女平等参画推進）
			・厚生労働省や労働基準監督署などからの意識啓発用ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄを市内事業所に送付する。	産業振興課
			・労働基本調査の中で育児・介護休業に係る調査を行い実施状況を公表する。	産業振興課
			・子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育サービスや地域における子育て支援体制の充実を図る。	子育て支援室

基本目標 基本方向	施策の方向	事　業　内　容	担当課
		・市発注工事の登録業者の格付資格審査申請において、男女平等参画の取組への評価項目（育児休業、介護休業等）を設ける。	管財契約課
	⑦　育児・介護休暇の積極的な活用を促進するため、企業、団体等に対し、職場環境の整備を図るよう働きかけます。	・男女平等参画情報誌（アバンセ）を市内事業所（約650社）・各種団体に送付し、啓発活動を行う。 ・厚生労働省や労働基準監督署などからの意識啓発用ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄを市内事業所に送付する。 ・労働基本調査の中で育児・介護休業に係る調査を行い実施状況を公表する。 ・子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育サービスや地域における子育て支援体制の充実を図る。 ・市発注工事の登録業者の格付資格審査申請において、男女平等参画の取組への評価項目（育児休業、介護休業等）を設ける。	生涯学習課 （男女平等参画推進） 産業振興課 産業振興課 子育て支援室 管財契約課
	(2)家庭生活への男女平等参画の促進		
	育児休業を取得する男性の割合は大きく変わっていない。		
	①　固定的な性別役割分担意識の解消など、家事、育児、介護への男女平等参画の意識啓発活動を推進します。	・男女平等参画情報誌（アバンセ）を市内事業所（約650社）・各種団体に送付し、啓発活動を行う。 ・固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、託児付き男女共生セミナーを開催し啓発を行う ・労働基本調査の中で育児・介護休暇に係る調査を行い実施状況を公表する。	生涯学習課 （男女平等参画推進） 生涯学習課 （男女平等参画推進） 産業振興課
	②　男性が家事などの生活技術を習得し、男女平等参画の意識を認識する機会の充実を図ります。	・父と子を対象に子育て支援センターで「サンデーパパ」を開催する。 ・「両親学級」を開催し、沐浴やおむつ交換、衣服の着脱などの実技講習を行い、父親の育児参加を促す。	子育て支援室 健康推進課
	③　家庭生活に男女が平等に参画できるよう在宅就業など、多様な就業形態の普及に努めます。	・男女平等参画情報誌（アバンセ）を市内事業所（約650社）・各種団体に送付し、ワークシェアリングについて啓発活動を行う。 ・厚生労働省や労働基準監督署などからの意識啓発用ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄを市内事業所に送付する。	生涯学習課 （男女平等参画推進） 産業振興課

基本目標 基本方向		施策の方向	事　業　内　容	担当課
		(3)地域活動に参画できるための環境整備の促進		
		社会福祉協議会に加えて、市民活動センターなど新しいボランティア活動の基盤ができている。		
		①　地域活動における男女平等参画推進の啓発に努めるとともに、社会支援体制や職場環境整備の促進に努めます。	・男女平等参画情報誌（アバンセ）を自治会や各種団体に送付し、地域活動における男女平等参画について啓発活動を行う。 ・「町内会・自治会の女性会員との懇談会」を実施し、地域で活動する女性会員の交流・意見交換を通して、女性の地域リーダーの育成等に努める。	生涯学習課 （男女平等参画推進） 地域生活課 （市民活動）
		②　地域社会で女性がリーダーシップを発揮し、活躍することができるよう、研修機会の充実を図るとともに、男女平等参画に係るリーダー養成研修の充実を図ります。	・道内の男女平等参画社会の活動団体が、札幌で開催する「女性プラザ祭」に参加し、研修会に参加するとともにリーダー間の交流を図る。	生涯学習課 （男女平等参画推進）
		③　男女共生セミナー等、講座を企画段階から市民参加型とするなど積極的参画を促すため、環境整備の充実を図ります。	・市民から男女共生セミナー等のボランティアを公募し、男女共生セミナーの企画運営を行う。	生涯学習課 （男女平等参画推進）
		④　男女平等参画を推進するため、胆振地方男女平等参画センターなどの機能充実に努めるほか、社会活動拠点の整備を図ります。	・男女平等を進める団体等の交流の場としてプラザや託児室を設置し、社会活動拠点としての機能を充実する。	生涯学習課 （男女平等参画推進）
Ⅱ　あらゆる分野への男女平等参画の推進	3　働く場における労働環境の整備	**(1)職場における男女平等参画の確保**		
		職場における男女の雇用管理の見直しが行われている。		
		①　募集、採用、配置、昇進等について、男女雇用機会均等法をはじめ、関係法令を遵守するよう企業に働きかけます。	・男女平等参画情報誌（アバンセ）を市内事業所（約650社）・各種団体に送付し、男女雇用機会均等法に係る啓発活動を行う。 ・厚生労働省や労働基準監督署などからの意識啓発用ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄを市内事業所に送付する。 ・労働基本調査の中で育児・介護休業に係る調査を行い実施状況を公表する。	生涯学習課 （男女平等参画推進） 産業振興課 産業振興課
		②　男女の能力発揮のための就労条件改善などの取組が促進されるよう、関係機関と連携し、企業に対し啓発活動を推進します。	・男女平等参画情報誌（アバンセ）を市内事業所（約650社）・各種団体に送付し、就労条件改善に係る啓発活動を行 ・厚生労働省や労働基準監督署などからの意識啓発用ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄを市内事業所に送付する。 ・労働基本調査の中で男女の就労条件に係る調査を行い実施状況を公表する。	生涯学習課 （男女平等参画推進） 産業振興課 産業振興課

基本目標 基本方向	施策の方向	事　業　内　容	担当課
	③　職場におけるセクシャル・ハラスメント防止のための啓発活動や相談体制の整備の充実に努めます。	・男女平等参画情報誌（アバンセ）を市内事業所（約650社）・各種団体に送付し、セクシャル・ハラスメント防止について啓発活動を行う。	生涯学習課 （男女平等参画推進）
	④　職場において、母性保護の必要を認め、女性特有の性差について配慮し、女性が十分能力と意欲を生かせるような労働環境の整備を図ります。	・男女平等参画情報誌（アバンセ）を市内事業所（約650社）・各種団体に送付し、女性特有の性差に係る啓発活動を行 ・厚生労働省や労働基準監督署などからの意識啓発用ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄを市内事業所に送付する。 ・労働基本調査の中で男女の就労条件に係る調査を行い実施状況を公表する。	生涯学習課 （男女平等参画推進） 産業振興課 産業振興課
	⑤　公的機関や企業の管理職などを対象とした、男女平等参画意識の啓発を図ります。	・男女平等参画情報誌（アバンセ）を市内事業所（約650社）・各種団体に送付し、男女平等意識に係る啓発活動を行 ・厚生労働省や労働基準監督署などからの意識啓発用ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄを市内事業所に送付する。 ・労働基本調査の中で男女の就労条件に係る調査を行い実施状況を公表する。 ・指定管理者の公募に係る評価基準の中に男女平等参画の取組み入れ、男女平等参画の取組み実績と今後の考え方を求める。 ・市発注工事の登録業者の格付資格審査申請において、男女平等参画の取組への評価項目（育児休業、介護休暇等）を設ける。	生涯学習課 （男女平等参画推進） 産業振興課 産業振興課 管財契約課 管財契約課
	(2)女性の就業機会の拡大		
	室蘭テクノセンターによる新事業への支援や、その他、職業能力を高めるため職業訓練等が行われている。		
	①　雇用確保に関する情報の提供・支援に努めます。	・室蘭市雇用創造推進協議会において、地域資源を活用した産業の振興と雇用の創出に努める。 ・室蘭テクノセンターにおいて、開発の芽育成支援事業や製品・技術事業化支援事業等を実施する。	産業振興課 産業振興課 （室蘭テクノセンター）
	②　能力開発や就労意識を高めるため、職業教育・訓練を充実させるとともに、自己啓発機会の提供・援助等に対する支援に努めます。	・室蘭テクノセンターにおいて、技術・技能等の習得、ものづくり技術・技能習得研修支援事業等を実施する。	産業振興課 （室蘭テクノセンター）

基本目標 基本方向		施策の方向	事　業　内　容	担当課
			・内職を希望する人に、棒針編みなどの技術講習会を開催し、就労につなぐ。	生涯学習課 (女性ｾﾝﾀｰ)
		(3)再就職希望者や非正規労働者等への支援・相談体制の充実		
		地域の経済情勢に合わせ、支援・相談体制の充実を図っている。		
		①　再就職や起業のための情報収集・提供を図るとともに、各種相談・支援体制の整備充実に努めます。	・室蘭テクノセンターにおいて、新分野への事業展開のための、ものづくり創業支援事業を実施する。	産業振興課 (室蘭テクノセンター)
		②　再就職、非正規労働者や起業家などに必要な知識・技術を習得する研修講座の充実に努めます。	・室蘭市雇用創造推進協議会において働きたい女性や起業希望者に対し、各種セミナーを実施する。	産業振興課
		③　企業等に対し、非正規労働者等の多様な就業形態について、就業条件の改善・整備の充実を働きかけます。	・厚生労働省や労働基準監督署などからの意識啓発用ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄを市内事業所に送付する。 ・労働基本調査の中でパートタイム労働者に係る実態調査を行い実施状況を公表する。 ・内職を希望する人に、棒針編みなどの技術講習会を開催し、就労につなぐ。	産業振興課 産業振興課 生涯学習課 (女性ｾﾝﾀｰ)
Ⅱ　あらゆる分野への男女平等参画の推進	4　防災分野における男女平等参画の推進	**(1)防災分野における女性の参画拡大**		
		防災会議を中心に、地域防災計画の見直しが行われている。		
		①　防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を図るとともに、防災問題への取り組みに男女平等参画の視点が反映されるように努めます。	・室蘭市防災会議を組織し、室蘭市地域防災計画を策定する。	防災対策課
		②　地域防災計画等に男女平等参画の視点を取り入れるよう努めます。	・室蘭市防災会議において、室蘭市地域防災計画の見直しを適宜行う。	防災対策課
		(2)防災現場における男女平等参画の推進		
		防災に関する知識の啓発が行われている。		
		①　災害や防災に関する知識の啓発に努め、女性リーダーなどの人材育成を図ります。	・自主防災組織や町会等を対象とした防災訓練や防災に関する講演を行う。 ・胆振女性リーダー養成研修への参加者を募り、女性リーダーの育成に努め	防災対策課 生涯学習課
		②　避難所などにおいて、安全の確保など男女平等参画の視点からの配慮がなされるよう努めます。	・避難所の開設訓練を行い、災害時における避難所の開設に備える。	防災対策課
Ⅲ				

基本目標 基本方向		施策の方向	事　業　内　容	担当課
人権が尊重される社会の形成	1　女性に対する暴力の根絶	**(1)女性への暴力根絶に対する取組の充実**		
		婦人相談員等が女性への暴力等の相談を受け、関係機関と連携して取り組んでいる。		
		①　配偶者からの暴力、ストーカー行為、セクハラ等は犯罪となる行為を含むという、社会的認識の徹底を図るとともに、法令等に基づき適切な対処に努めます。	・男女平等参画情報誌（アバンセ）を市内事業所（約650社）・各種団体に送付し、セクシャル・ハラスメント等に係る啓発活動を行う。	生涯学習課
		②　女性への暴力について、相談窓口の周知や相談体制を充実するとともに、関係機関と連携して被害者の支援に努めます。	・婦人相談員等が、女性への暴力について相談を受けるほか、関係機関と連携し被害者の支援に努める。	子育て支援室
		(2)性の尊重など女性の人権についての認識の浸透		
		セクハラ防止の啓発やコンビニ等へ有害図書の分離配置等地道な取り組みを進めている。		
		①　セクシャル・ハラスメントや女性に対する暴力など、性の尊重を阻害する要因を取り除くため、啓発の充実に努めます。	・男女平等参画情報誌（アバンセ）を市内事業所（約650社）・各種団体に送付し、セクシャル・ハラスメント等に係る啓発活動を行う。 ・厚生労働省や労働基準監督署などからの意識啓発用ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄを市内事業所に送付する。	生涯学習課 （男女平等参画推進） 産業振興課
		②　女性の人権に配慮した対応ができるよう、関係職員の研修等を行い、相談体制の充実に努めます。	・婦人相談員等の研修を行い、相談体制の充実を図る。	子育て支援室
		③　メディアにおける性・暴力表現の問題点を認識できるよう意識啓発に努めるとともに青少年やこれに接することを望まない者からの情報の隔離について取り組みを進めます。	・コンビニエンスストア等へ店内の有害図書の分離配置や未成年者への販売自粛の協力を要請する有害環境対策を実施する。	生涯学習課 （文化・青少年）
Ⅲ　人権が尊重される社会の形成	2　子どもから高齢者までみんなが安心・	**(1)生涯学習機会の提供と充実**		
		社会教育団体、市民活動団体、NPO、指定管理者など生涯学習が多様化し、充実してきている。		
		①　生涯に渡る学習活動を円滑、効果的に行えるよう、各種講座等の充実を図ります。	・生涯学習基本構想に基づき、ライフステージに応じ、港立市民大学や悠悠ライフなど各種講座の充実を図る。 ・豊富な経験や知識及び技能を有する者を生涯学習指導者バンクに登録し、広く市民に情報提供する。	生涯学習課 （社会教育） 生涯学習課 （社会教育）
		②　市民の身近なところに、学習の場や学習成果を発表する場が確保されるような環境づくりに努めます。	・生涯学習基本構想及び社会教育振興計画により、社会教育施設を中心に学習の場を確保するとともに、市民文化祭、市民音楽祭、野外演奏会など発表の場の確保する。	生涯学習課 （社会教育） （文化・青少年）

基本目標 基本方向	施策の方向	事　業　内　容	担当課
して暮らせる社会		・市民活動センターでは、市民活動ミュージアムをはじめ、講座や展示ギャラリーなど、多くの市民活動団体に学習の場や発表の場を提供している。	地域生活課 （市民活動）
	③　公共施設相互の連携や、他機関との協力関係を推進し、市民の学習機会・内容の充実を図ります。	・生涯学習基本構想に基づき、社会教育団体、市民活動団体、ＮＰＯ、指定管理者などと連携し、学習機会・内容の充実を図る。	生涯学習課 （社会教育）
	（2）健康づくりの推進		
	健康診断や健康相談のほか介護予防やウォーキングによる健康づくりが推進されている。		
	①　健康診断、健康相談など、予防対策の充実を図るとともに、心身の健康管理の啓発活動を推進します。	・妊婦健診・乳幼児健診・女性の健診や各種がん検診などの実施により、疾病や異常の早期発見・予防を図る。 ・えみなメイト、えみなくらぶなどの介護予防事業により介護が必要にならない取り組みをすすめる	健康推進課 健康推進課
	②　だれもが生涯にわたり健康に暮らせるよう、食育に関する施策の推進など食生活の改善や指導、体力づくりの活動促進に努めます。	・健康づくりのために、食生活や運動など生活習慣改善について、出前健康講座や健康相談会などを開催し、知識の普及や保健指導を図る。 ・高齢者の食の改善や、体力づくりのための健康講座などを実施し、健康でいきいきと生活できるよう支援する。 ・高齢者を含む一般の人を対象に、体力テストを実施し、健康体操やウォーキングにより体力づくりを促進する。	健康推進課 健康推進課 生涯学習課 （スポーツ振興）
	③　ライフステージに応じた、健康教育の普及促進に努めます。	乳幼児には「ここまま相談広場」、妊婦とその配偶者にはママとパパのマタニティ教室、４０歳以上には、はぴらん体操などを「健康講座」で開催し、ライフステージに応じた健康教育を実施する。	健康推進課
	(3) 生きがいと社会参加の促進		
	高齢者の経験と知識を生かした生きがいと社会参加の促進が図られている。		
	①　高齢者が経験や知識を生かし、生きがいを持って暮らせる環境づくりに努めます。	・子どもと高齢者がふれあう世代間交流や、高齢者の自主運営組織である悠悠ライフ等の事業を支援する。 ・健康増進と生きがいを高めることを目的にふれあい市民農園を開設する。 ・老人クラブ活動への支援や室蘭市老人クラブ連合会の「高齢者生きがいと健康づくり事業」により、生きがいをもって暮らせる環境づくりに努める。	生涯学習課 （社会教育） 高齢福祉課 高齢福祉課

基本目標 基本方向	施策の方向	事　業　内　容	担当課
	② 高齢者の社会参加の促進として、ボランティア制度の拡充や就業機会の確保・提供の充実を図ります。	・労働基本調査の中で改正高年齢者雇用安定法に係る調査を行い実施状況を公表する。 ・老人クラブ連合会や社会福祉協議会ボランティアセンター等とも連携し、ボランティア制度を拡充する。 ・公益社団法人室蘭市シルバー人材センターの事業を補助し、高年齢者の就業機会を充実する。	産業振興課 高齢福祉課 （社会福祉協議会） 産業振興課
	(4) 介護サービス等の整備		
	居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等介護サービスの整備は進んでいる。		
	① 高齢者のための施設や住まいの整備や、介護サービスの充実を図ります。	・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等介護サービスの充実を図る。	高齢福祉課 （介護保険）
	② 障がいのある人のためのグループホーム等の整備や、居住生活を支援する訪問系サービスの充実を図ります	・障害のある人のためのグループホーム等の整備や、居住生活を支援する訪問系サービスの充実を図る。	障害福祉課
	③ 介護を必要とする人を、地域で支えあうネットワークの形成、住民参加型在宅福祉サービスの推進に努めます。	・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域包括支援センターを核として、高齢者たすけ隊・見守り隊の推進や認知症サポーター・オレンジメイトなど地域ケア体制の推進を図る。	高齢福祉課 健康推進課
	④ 家庭介護者に対する介護知識や技術の普及を図ります。	・介護保険だより「ささえあい」を発行し、移送サービス、家族介護用品助成、家族介護慰労金支給など家族介護者の負担軽減となる制度の周知を図る。	高齢福祉課
	⑤ 介護支援専門員の資質向上を図ります。	・市が委託している地域包括支援センターの主任ケアマネージャーが研修会や個別支援を行う。	高齢福祉課
	(5) ひとり親家庭や障がいのある人の生活支援		
	ひとり親家庭への生活支援や障がいのある人に対する就労支援の取り組みが行われている。		
	① ひとり親家庭に対して、生活の安定や経済的な自立、児童の健全育成などを図るため、支援体制の充実に努めます。	・母子・父子自立支援員により、児童扶養手当等各種手当、修学費用や母の技能習得費用の貸付相談、ひとり親家庭ヘルパー派遣事業など支援体制の充実を図る。 ・ひとり親家庭等の医療助成を実施する。	子育て支援室 保険年金課

基本目標 基本方向	施策の方向	事　業　内　容	担当課
	②　ひとり親家庭の生活上の問題や悩みなどに関し、関係機関と連携を図り、相談体制の充実に努めます。	・母子・父子自立支援員等が、ひとり親家庭の生活上の問題や悩みについて相談を受け、必要に応じて児童相談所など関係機関と連携し体制の充実を図る	子育て支援課
	③　市民への障がい理解の促進に努め、障がいのある人が地域社会の中で適性に応じ、安心して社会参画できる環境づくりを促進します。	・室蘭市障害者支援計画に基づき、障害者自立支援法の自立支援給付のほか、コミュニケーション支援事業・日常生活用具給付事業・移動支援事業など地域生活支援事業を実施し、社会参画できる環境づくりを促進する。	障害福祉課
	④　障がいのある人が経済的自立を図るため、技術習得の場の確保や、雇用に関する相談、就労情報の提供充実に努めます。	・障害者支援計画に基づき、授産施設、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センターなど福祉的就労の場の確保や充実を図り、一般就労への移行を図る。 ・労働基本調査の中で障害者用援護制度に係る調査を行い実施状況を公表する。	障害福祉課 産業振興課
	（６）相談支援体制の充実		
	インターネットの活用や夜間相談などきめの細かい相談体制が整備されている。		
	①　日常生活におけるトラブルや、法律に関する相談に対応するため、市民相談体制の充実を図ります。	・金銭貸借、相続、離婚、交通事故に係る法律相談、また、消費生活全般について、市民相談室及び消費生活センターで相談を受け、市民相談体制の充実を図る。	地域生活課 （生活安全）
	②　夫からの暴力等による被害者支援のため、相談体制を充実するとともに、自立支援を促進します。	・婦人相談員等が、夫などからの暴力についての相談を受けているほか、必要に応じて、民間シェルターや警察署など関係機関との連携を図り、自立支援を図る。	子育て支援室
	③　子育てにおける悩みや不安など、気軽に相談できる体制を整備するとともに、支援体制の充実を図ります。	・地域子育て支援センターにおいて子育て相談を受けているほか、育児サークル等への支援を実施する。	子育て支援室
	④　きめ細かい相談に応じるため、関係機関の相談窓口との連携を推進します。	・インターネットを活用した相談体制の充実や関係機関との連携を適宜行っている。	関係各課
	(7) ひとにやさしいまちづくりの推進		
	公共建築物をはじめとして、バリアフリーやユニバーサルデザインなど、ひとにやさしいまちづくりが推進されている。		
	①　ひとにやさしいまちづくり意識の向上を図るとともに、バリアフリーのまちづくりを推進します。	・バリアフリー新法や北海道福祉のまちづくり条例等の関係法令に基づき、道路や公園、公共建築物等でバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める。	関係各課 （都市政策課）

基本目標 基本方向		施策の方向	事　業　内　容	担当課
Ⅲ　人権が尊重される社会の形成	3　生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利	**(1)「性と生殖に関する健康・権利」の考え方の普及促進**		
		女性の生涯に渡る性と生殖に関する健康・権利について、普及促進が図られている。		
		①　「性と生殖に関する健康・権利」の考え方の浸透を図ります。	・女性の生涯に渡る健康を支援するため、男女平等参画情報誌（アバンセ）の発行や、男女共生セミナー等において、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて啓発を図る。	生涯学習課 （男女平等参画推進）
		②　性の尊重や母性の重要性についての正しい知識の普及に努めます。	・中学校で、病院の医者・看護師等により、男女の性や母性の重要性について講演・講話を受け、正しい知識の普及を図る。 ・女性の生涯に渡る健康を支援するため、男女平等参画情報誌（アバンセ）の発行や、男女共生セミナー等において、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて啓発を図る。	指導参事 生涯学習課 （男女平等参画推進）
		(2) 女性の健康を脅かす問題への対策の推進		
		啓発用ポスターの掲示や女性のための健康相談等が実施されている。		
		①　ＨＩＶ／エイズや性感染症に関する正しい知識の普及に努めます。	・保健所等関係機関との連携によりポスターの掲示等を行い、ＨＩＶ／エイズや性感染症について正しい知識の普及に努める。	健康推進課
		②　ライフサイクルに応じた女性の健康問題に対応するため、相談体制や情報の提供充実に努めます。	・「女性の健康相談」で、女性特有の健康について相談に応じるほか、保健師・栄養士が出前健康教室を開催し、相談体制の充実や情報の提供に努める。	健康推進課
		③　女性特有の病気や症状に対処するため、プライバシーに配慮した医療サービスに努めます。	・女性の病気や症状に応じ、女性医師を紹介する等、プライバシーに配慮した医療サービスを促進する。	（病）医事課
Ⅳ　国際的協力と国際交流の推進	1　国際的な視野からの連携と相	**(1) 国際理解教育の推進**		
		姉妹都市ノックスビルや友好都市日照市などとの国際交流が促進されている。		
		①　世界に通じる人材の育成や、室蘭工業大学国際交流センターとの連携等、国際理解教育に努めるとともに、姉妹都市との交流を促進し、相互協力の推進を図ります。	・国際姉妹都市米国ノックスビル市や友好都市中国日照市へ中学生を派遣するなど姉妹都市・友好都市との交流促進を図る。また、国際交流推進員の学校派遣により国際感覚を養う。	総務課 （都市交流）
		(2) 市内に居住する外国人との交流促進		
		国際交流推進協議会を核に、市内在住外国人との交流が促進されている。		

基本目標 基本方向		施策の方向	事　業　内　容	担当課
	相互協力の推進	①　　国際的な視点で情報の収集や、学習機会の提供に努め諸外国の状況や取組を理解し、交流促進を図ります。	・国際交流推進協議会において、市内在住外国人等に出身国の文化や生活状況の話をしてもらうミニ講話会を開催するほか、出身国の食文化を紹介する料理教室も開催する。 ・外国人との交流に係る通訳・翻訳ボランティアや外国人に日本語を教えるボランティアを募集する。 ・室蘭市国際交流推進協議会において、国際交流に係わる情報収集・情報交換、各種親善交流、留学生・研修生への支援等を実施する。	総務課 （都市交流） 総務課 （都市交流） 総務課 （都市交流）
		②　外国人とともに暮らせる人権に配慮した環境づくりを促進します。	・国際交流推進協議会において通訳・翻訳ボランティアの登録・紹介のほか、交流会などを開催し、在住外国人が快適に暮らせる環境づくりを促進する。	総務課 （都市交流）